

新潟市難病患者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、新潟市に居住する難病患者に対して日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、難病患者の保健衛生と介護の向上、併せて介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は新潟市とする。

(用具の種目、基準額、給付の対象者及び性能)

第3条 給付の対象となる用具の種目及び基準額並びに性能は、別表の「種目」「基準額」「性能」の各欄に掲げるものとし、その給付の対象者は、同表の「対象者」に掲げる難病患者で次の各号の要件を全てみたす者で、市長が真に必要と認めた者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令（平成18年政令第10号）の規定に基づく疾病の患者
- (2) 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断される者
- (3) 介護保険法、老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施策の対象とならない者

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとするときは、対象者または対象者の属する世帯の生計中心者（以下「申請者」という。）は日常生活用具給付申請書（別記様式第1号）に診断書を添付して、市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は前条の申請があったときは、その内容を調査し、給付の可否の決定を日常生活用具給付決定通知書（別記様式第2号）又は日常生活用具給付却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するとともに、給付を決定した者には併せて給付券（別記様式第4号）を交付するものとする。

(費用の負担)

第6条 用具の給付の決定を受けた者は、「難病患者日常生活用具給付事業費用負担基準」により用具の購入に要する費用の一部を負担するものとする。

この場合において、用具の購入に要する費用が用具の基準額を超える場合は、基準額を超える部分についても支払わなければならない。

- 2 市は、用具の給付にあたり、別表に掲げる基準額の範囲内で用具の購入に要す費用から、前項の額を控除した額を負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 市は、前条第2項に規定する負担額を、業者の請求により支払うものとする。

- 2 用具の給付の決定を受けた者は、前条第1項に規定する負担額を、用具の引渡しの日直接業者に支払うものとする。

(用具の受領)

第8条 用具の給付を受けた者（以下「利用者」という。）は、速やかに受領書を市長に提出しなければならない。

(用具の使用上の注意)

第9条 利用者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、利用者が前項に違反した場合、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付等台帳の整備)

第10条 市長は用具の給付の状況を明確にするための日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第11条 市長はこの要綱に定めるもののほか、用具の給付に必要な事項を別に定める。

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 新潟市難病患者日常生活用具貸与事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

【給付】

種 目	基準額	対 象 者	性 能
便器	4,450 円	常時介護を要する者	難病患者が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)
手すり	5,400 円		(便器に手すりをつけた場合のみ)
特殊マット	19,600 円	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154,000 円	同上	腕, 脚等の訓練のできる器具を付帯し, 原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67,000 円	自力で排泄できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000 円	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90,000 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動, 座位の保持, 浴槽への入水等を補助でき, 難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。
車いす	70,400 円	下肢が不自由な者	難病患者の身体機能を十分に踏まえたものであって, 必要な強度と安全性を有するもの。
	314,000 円		歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない場合。
歩行支援用具	60,000 円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり, スロープ, 歩行器等であって, 難病患者の身体機能の状態を十分踏まえ, 必要な強度と安定性を有し, 転倒予防, 立ち上がり動作の補助, 移乗動作の補助, 段差解消等の用具となるもの。
電気式 たん吸引器	56,400 円	呼吸機能に障害のある者	難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。

種 目	基準額	対 象 者	性 能
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメータ)	157,500 円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの。
難病患者等用意思伝達装置	470,000 円	言語機能を喪失した者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー (吸入器)	36,000 円	呼吸機能に障害のある者	難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000 円	下肢又は体幹機能障害を有する者	介護者が難病患者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居 宅 生 活 動 作 補助用具 (住宅改修費)	200,000 円	下肢又は体幹機能障害を有する者	難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。(例)手すり、スロープ等
特殊便器	151,200 円	上肢障害を有する者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	159,200 円	下肢又は体幹機能障害を有する者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28,700 円	火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
手 動 式 人 工 呼 吸器	34,650 円	人工呼吸器の装着が必要な者	難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの。
整形靴	132,400 円	下肢が不自由な者	難病患者の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

難病患者日常生活用具給付事業負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単級世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上 40,000 円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 40,001 円以上 70,000 円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 70,001 円以上の世帯	全 額

この表の「所得税課税年額」とは、平成 23 年 12 月 21 日健発 1221 第 8 号厚生労働省健康局長通知「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。

難病患者日常生活用具給付申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者
住所
氏名
(対象者との続柄：)

新潟市難病患者日常生活用具給付等事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)		
	住所					電話 (- -)
	疾患名					
	症状					
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況等)	
給付を希望する理由						
給付を受けたい用具				希望する形式規模等		
給付上特に希望する事項						
備考						

※ この申請書には、世帯の生計中心者の所得税の課税額を証明する書類を添付すること。
(6月30日以前の申請では前々年の所得税を確認できる書類, 7月1日以降の申請では前年の所得税を確認できる書類)

【保健管理課処理欄】

世帯区分	1 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	2 生計中心者が前年所得税非課税世帯	3 生計中心者が所得税課税世帯 (税額 円)	公費負担額
				円
給付の必要の有無	1 有 2 無	給付する(しない)理由		

様

新潟市長
(担当 保健所保健管理課)

難病患者日常生活用具給付決定通知書

下記のとおり日常生活用具の給付を決定しましたので通知します。

給付番号		第 号	
決定年月日		年 月 日	
対象者氏名		(電話)	
給付用具名 (含む型式等)			
給付	納入業者名		
	納入業者の住所 及び電話番号		電話
	価格	円	給付を受ける者または世帯の生計中心者が支払うべき額
		円	公費負担額
注意事項	<p>1. 給付用具は、対象者または世帯の生計中心者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に支給されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2. 給付等をされた用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与または担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3. 2に違反した場合、費用の全部または一部を返還してもらうこともあります。</p>		

様

新潟市長
(担当 保健所保健管理課)

難病患者日常生活用具給付却下通知書

下記のとおり日常生活用具の給付について、申請を却下します。

申請年月日	年 月 日
対象者氏名	
対象者住所	
給付申請用具名	

却下の理由	
-------	--

別記様式第4号

難病患者日常生活用具給付券

新潟市保健所保健管理課

①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日		
③受給者			④生年月日	年 月 日	
⑤住 所					
⑥給付する用具名					
⑦納 入 業 者					
⑧納入業者の住所 及び電話番号	(電話 ー)				
⑨価格	円	⑩受給者が負担する金額	円	⑪給付額	円
⑫この券の有効期限 (受給者が業者に提示する期限)	年 月 日		納入業者の公費 支払請求期限	年 月 日	

受領証

⑬業者が納入した日	年 月 日	
⑭受給者から受領 した金額	円	⑮受領業者名 受領年月日 年 月 日
⑯用具受領者名	⑰受給者との続柄()	
⑱備考		

注：本表は①～⑫までは新潟市で、⑬～⑮は納付した業者で、⑯⑰は受給者が記入すること

